

令和7年第4回

中津川市議会（定例会）議案

令和7年8月29日

令和7年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

議第58号	中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議第59号	中津川市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
議第60号	中津川市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
議第61号	中津川市保育所の設置等に関する条例及び中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
議第62号	中津川市市営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
議第63号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
議第64号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・・・ 20
議第65号	工事の委託に関する協定の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
議第66号	岐阜縣市町村会館組合規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
議第67号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
議第68号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
議第69号	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
議第70号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
議第71号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
議第72号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

議第73号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
議第74号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

議第58号

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等に基づく情報システムの標準化に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中津川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の住民基本台帳の記録とは別に管理する必要がある個人（以下「住登外者」という。）について、当該住登外者を識別するための番号を指定し、及び管理する機能をいう。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

19 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長が行う特定個人番号利用事務又は別表第1の右欄に掲げる事務において保有する情報であって規則で定めるもの
-------	---	--

別表第3中「教育委員会」の前に「1」を加え、同表に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第59号

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第21条の見出し中「(」の次に「第1号」を加え、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、」に改め、同条第2項及び第3項中「に対する」の次に「第1号」を加え、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定

める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条第1項中「除く。)が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第23条(見出しを除く。)を次のように改める。

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年中津川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲」の次に「内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の中津川市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適

用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議第60号

中津川市税条例の一部改正について
中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の4の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の5 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たば

こをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の4の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の中津川市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の中津川市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）に

ついて提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の5第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、中津川市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の5の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 中津川市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の5第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の5の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第61号

中津川市保育所の設置等に関する条例及び中津川市認定こども園の設置等に関する
条例の一部改正について

中津川市保育所の設置等に関する条例及び中津川市認定こども園の設置等に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

一色保育園及び中津川保育園を統合するため、並びに下野保育園、福岡保育園及び高山
保育園を統合し幼保連携型認定こども園として設置するため、この条例を定めようとする。

中津川市保育所の設置等に関する条例及び中津川市認定こども園の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

(中津川市保育所の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市保育所の設置等に関する条例(昭和39年中津川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表一色保育園の項、下野保育園の項、福岡保育園の項及び高山保育園の項を削る。

(中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市認定こども園の設置等に関する条例(令和元年中津川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の表加子母こども園の項の次に次のように加える。

福岡こども園	中津川市福岡698番地1
--------	--------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第62号

中津川市市営住宅条例の一部改正について
中津川市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

市営住宅の一部を廃止するため、この条例を定めようとする。

中津川市市営住宅条例の一部を改正する条例

中津川市市営住宅条例(平成9年中津川市条例第14号)の一部を次のように改正する。
別表中村団地の項及び稲荷平団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第63号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津
川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市手賀野	鈴木 正樹

議第64号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市日の出町	加藤 靖志

議第65号

工事の委託に関する協定の変更について
工事の委託に関する協定を次のように変更するものとする。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

(仮称) 神坂スマートインターチェンジ事業の委託に関する協定（令和6年議第93号議決）中「1,445,510,000円」を「1,391,129,479円」に変更する。

議第66号

岐阜県市町村会館組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合格約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあつた日から施行する。

議第67号

市道路線の変更について

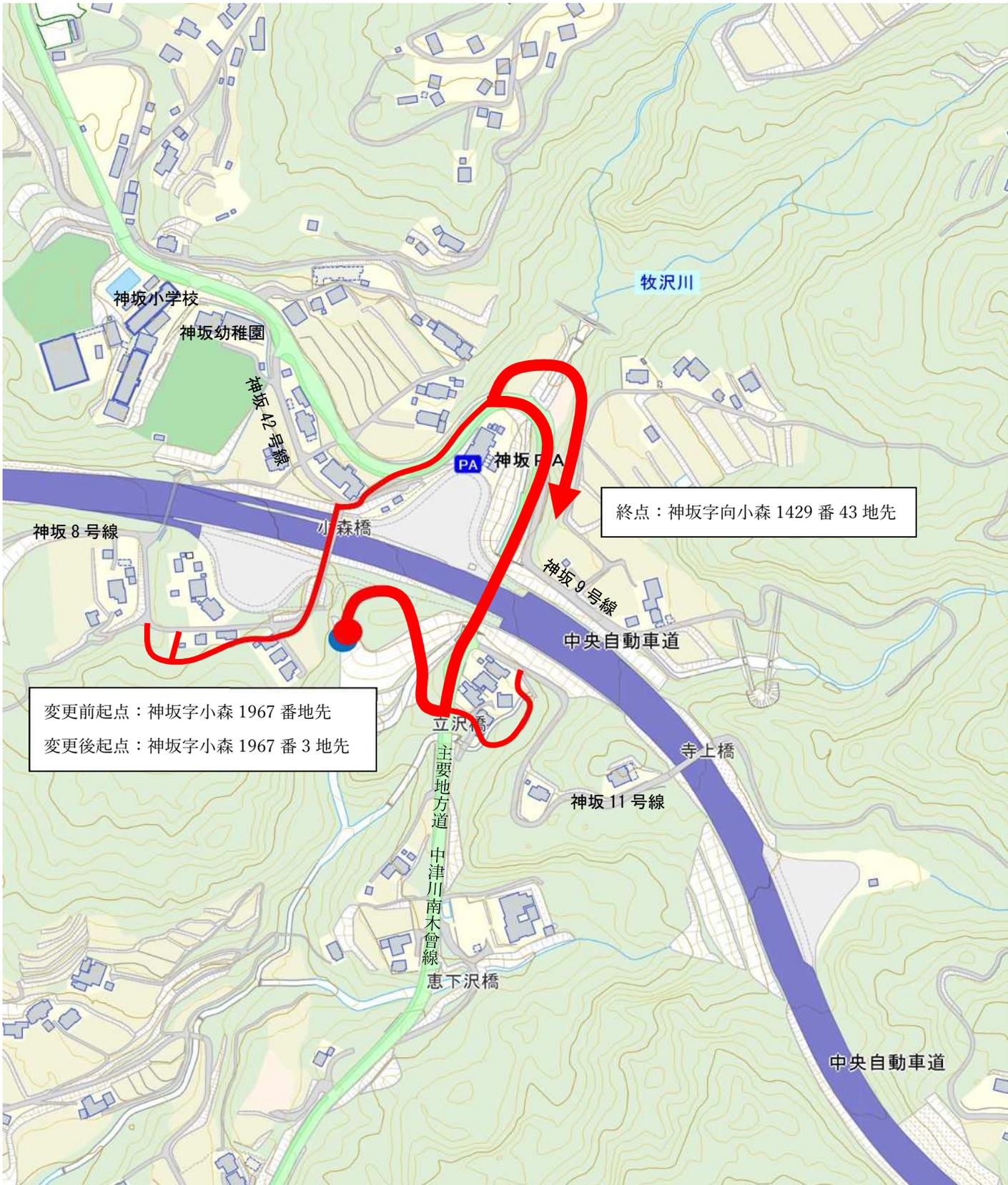
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	前後 の別	起 点
			終 点
6044	神坂44号線	前	中津川市神坂字小森1967番地先
			中津川市神坂字向小森1429番43地先
		後	中津川市神坂字小森1967番3地先
			中津川市神坂字向小森1429番43地先
6045	神坂45号線	前	中津川市神坂字寺洞1417番5地先
			中津川市神坂字小森1967番地先
		後	中津川市神坂字寺洞1417番5地先
			中津川市神坂字小森1967番3地先

位置図① (資料)



変更前起点：神坂字小森 1967 番地先
 変更後起点：神坂字小森 1967 番 3 地先

終点：神坂字向小森 1429 番 43 地先

路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
6044	神坂44号線	変更前 1229.10	4.30~30.00	変更前
		変更後 1226.70		変更後

位置図 ② (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
6045	神坂45号線	変更前 192.00	4.30~30.00	変更前
		変更後 189.60		変更後

議第68号

市道路線の変更について

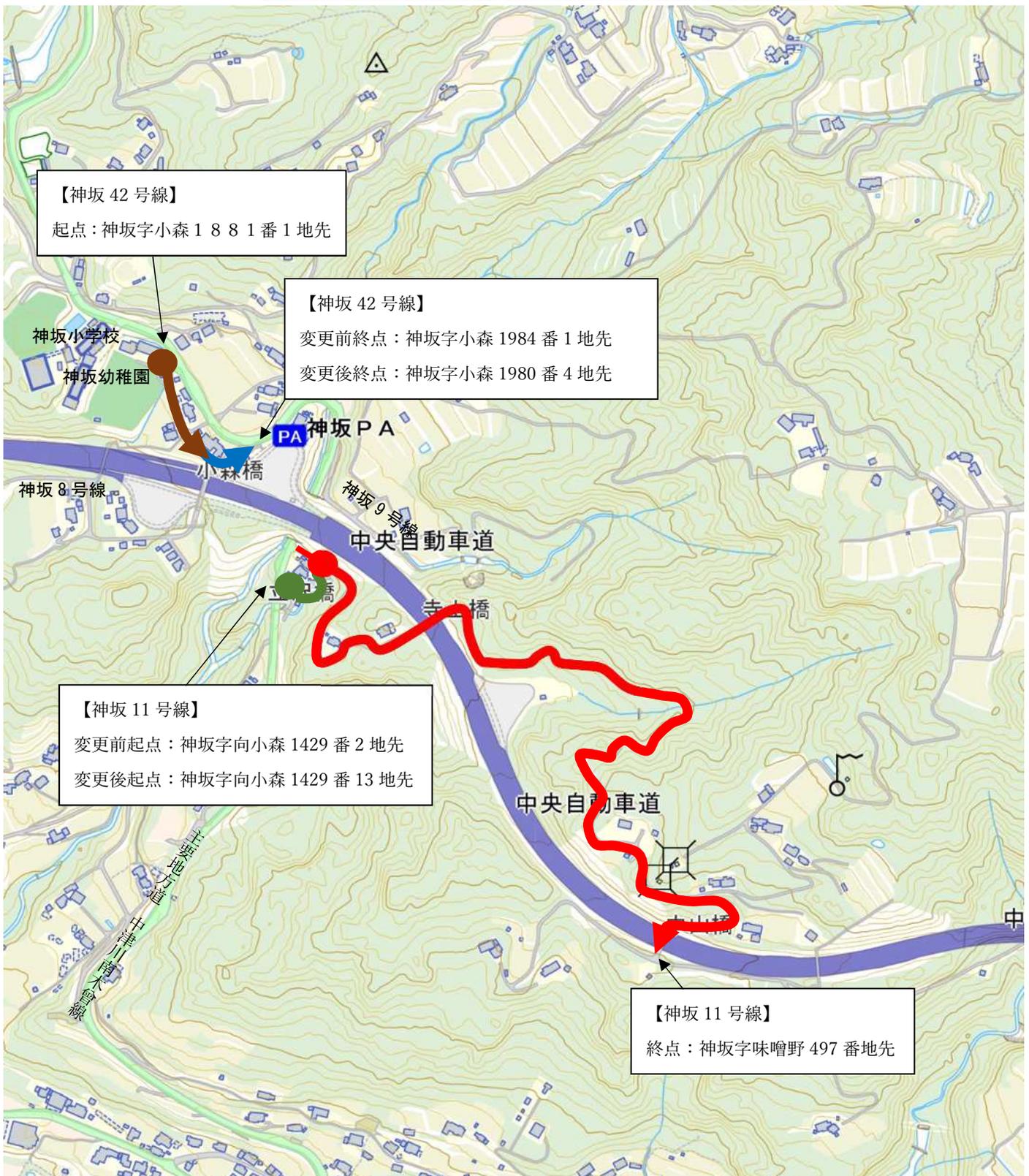
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

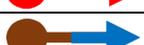
令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	前後 の別	起 点
			終 点
6011	神坂11号線	前	中津川市神坂字向小森1429番2地先
			中津川市神坂字味噌野497番地先
		後	中津川市神坂字向小森1429番13地先
			中津川市神坂字味噌野497番地先
6042	神坂42号線	前	中津川市神坂字小森1881番1地先
			中津川市神坂字小森1984番1地先
		後	中津川市神坂字小森1881番1地先
			中津川市神坂字小森1980番4地先

位置図③ (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
6011	神坂 11 号線	変更前 1576.10	3.30~13.10	変更前 
		変更後 1441.40		変更後 
6042	神坂 42 号線	変更前 179.20	4.59~6.00	変更前 
		変更後 143.10		変更後 

議第69号

市道路線の廃止について

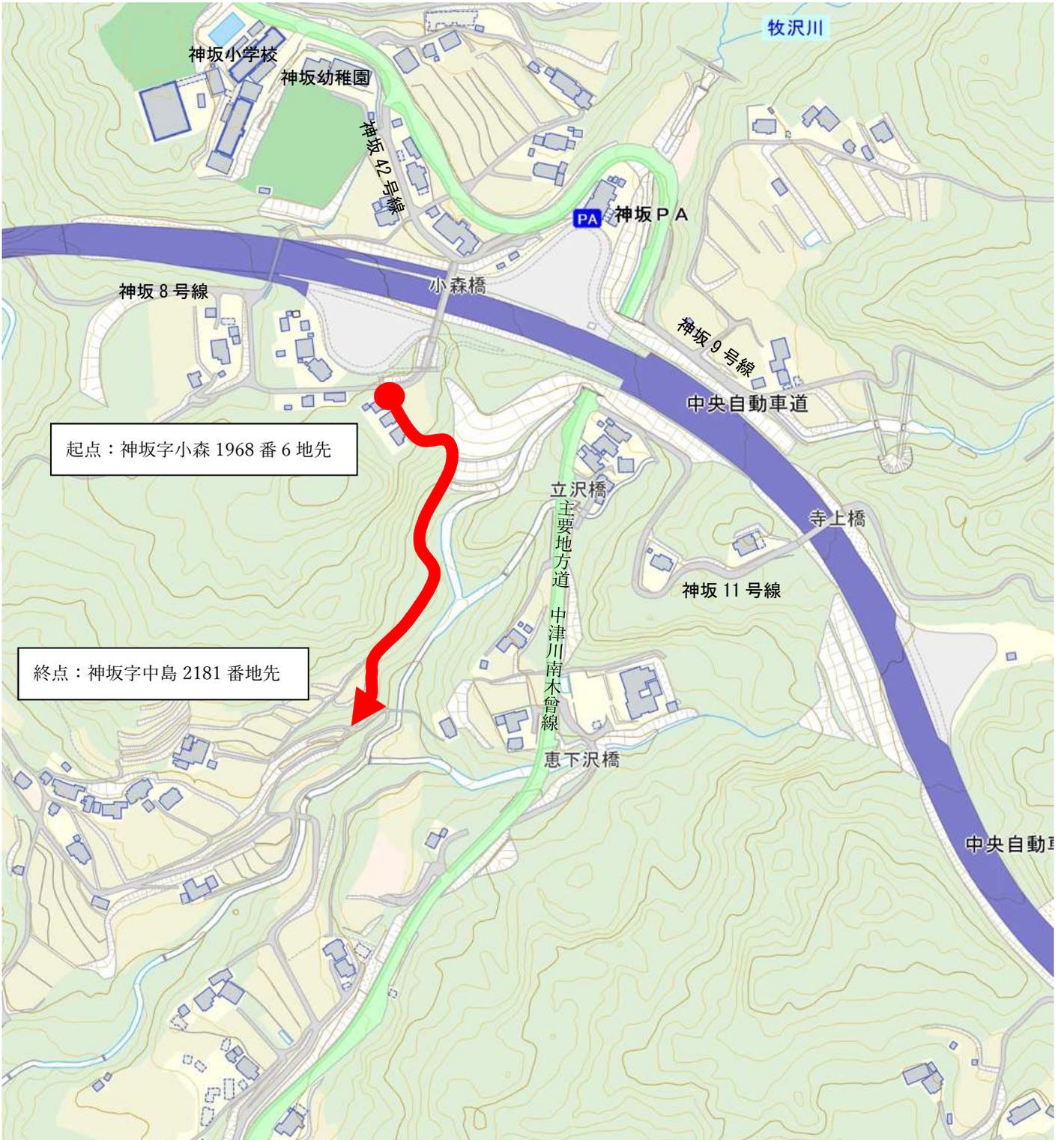
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	起 点
		終 点
6013	神坂13号線	中津川市神坂字小森1968番6地先
		中津川市神坂字中島2181番地先

位置図④ (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
6013	神坂13号線	303.00	1.00~2.85	

議第70号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市障がい児総合支援施設 中津川市柳町7番7号
指定管理者	中津川市柳町7番7号 特定非営利活動法人かがやきキッズクラブ
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第71号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市坂下総合体育館 中津川市坂下1512番地1
指定管理者	中津川市坂下1512番地1 特定非営利活動法人 やさかイキイキ倶楽部
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第72号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川公園 中津川市茄子川字中垣外地内
	中津川市東美濃ふれあいセンター 中津川市茄子川1683番地の797
指定管理者	中津川市茄子川1683番地の1031 特定非営利活動法人 中津川市体育協会
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第73号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	明治座 中津川市加子母4793番地2
指定管理者	中津川市加子母3519番地2 特定非営利活動法人かしもむら
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第74号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市中津川文化会館 中津川市かやの木町2番2号
指定管理者	中津川市かやの木町2番2号 一般社団法人 中津川市文化協会
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで